

課税証明書を御提出いただく保護者様へ

お忙しい中書類の提出に御協力いただきましてありがとうございます。

就学支援金の審査にあたっては下記事項全てが記載されている課税証明書が必要です。市役所、町村役場の窓口事前に御伝えの上、証明書を発行してもらってください。

- ① “令和2年度”の課税証明書であること。
- ② 課税所得額（課税標準額）が記載されていること。
- ③ 市町村民税の調整控除が記載されていること。
（市町村による手書きの追記でも可）

令和2年度7月以降の審査では

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（写し）」が使用不可となります。

「市民税・県民税（非）課税証明書（原本または写し）」

「市民税・県民税 税額決定・納税通知書（写し）」

のいずれかを御提出ください。



※以上が確認できなかった場合、書類の再取得をお願いすることもあります。
③の調整控除額については、証明書に記載できない自治体もあります。その場合は記載がなくても構いませんので、その旨学校事務室までお伝えください。